

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第47回）

（書面）

平成29年7月14日

議 案

（審議事項）

- T+1化の実施日の決定に係る手続等について（案）

以 上

議 案 説 明

平成 29 年 7 月 14 日

(審議事項)

○ T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について (案)

国債取引の決済期間 T + 1 化等 (以下「T + 1 化」という。) については、実施予定日を平成 30 年 5 月 1 日 (火) (約定分) とすることを決定し、平成 29 年 2 月に公表した国債取引の T + 1 化に伴う「総合運転試験 (R T) に関する『実施手順書』」において、平成 29 年 10 月から、T + 1 化移行時に円滑に事務を行えるようにするため R T をフェーズ 1 からフェーズ 3 までの三段階で実施することを予定しております。

今般、フェーズ 3 終了後から T + 1 化の実施日決定までの手続等について、資料 1 のとおり「T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について (案)」を策定いたしましたのでお諮りいたします。

なお、本件につきましては、本ワーキング・グループの上部会議体であります「証券受渡・決済制度改革懇談会」へ書面にてお諮りする予定でございますので、念のため申し添えます。

以 上

T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について（案）

平成 29 年 7 月 14 日
国債の決済期間の短縮化に関する
検討ワーキング・グループ

日本証券業協会の証券受渡・決済制度改革懇談会（以下「懇談会」という。）においては、平成 29 年 2 月、国債取引の決済期間 T + 1 化等（以下「T + 1 化」という。）の実施予定日を平成 30 年 5 月 1 日（火）（約定分）とすることを決定した。

これを踏まえ、RT フェーズ 3（市場取引に係るものをいう。以下同じ。）終了後における T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について、下記のとおり定めることとする。

記

I. T + 1 化実施までの手続について

1. RT フェーズ 3 の成否判断に係る手続について

- ① 日本証券業協会は、RT フェーズ 3 終了後、平成 30 年 3 月 5 日（予備日を使用した場合は平成 30 年 3 月 19 日）までに、RT フェーズ 3 参加者から、自社の RT フェーズ 3 の結果について報告を受ける。
- ② 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループは、上記①の後遅滞なく、日本証券業協会から、RT フェーズ 3 の結果の報告を受けるとともに、RT フェーズ 3 の成否判断を行う。

なお、RT フェーズ 3 の成否判断の基準は、別紙 1 のとおりである。

- ③ 日本証券業協会は、RT フェーズ 3 の成否判断の結果について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

2. T + 1 化の実施日延期の要否決定に係る手続について

- ① 日本証券業協会は、懇談会からの権限委譲に基づき、上記 1. の R T フェーズ 3 の成否判断後速やかに、インフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行をいう。以下同じ。）と連携のうえ、T + 1 化の実施日の延期の要否判断を行う。

なお、T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準は、別紙 2 のとおりである。

※懇談会による権限移譲の了承が前提条件

- ② 日本証券業協会は、T + 1 化の実施日の延期の要否判断の結果について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

3. T + 1 化の実施日の決定に係る手続について

- ① 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構は、平成 30 年 4 月上旬を目途として T + 1 化に係る自社システムの稼働判定を行うとともに、当該判定結果を日本証券業協会に報告する。
- ② 日本証券業協会は、懇談会からの権限委譲に基づき、インフラ機関と連携のうえ、T + 1 化の実施日を決定する（実施予定日の T + 1 化実施を決定する）。

※懇談会による権限移譲の了承が前提条件

- ③ 日本証券業協会は、T + 1 化の実施日について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

4. インフラ機関のシステム移行作業に係る手続について

- ① 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構は、実施日直前の 3 連休（平成 30 年 4 月 28 日～30 日）に行うシステム移行作業の結果を日本証券業協会に報告する。
- ② 日本証券業協会は、上記①の報告内容について、ホームページに掲載する

等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

II. T + 1 化の実施の予備日の設定について

上記 I. の手続において、実施予定日に T + 1 化を実施することに特段の支障があると認められ、T + 1 化の実施を延期する場合に備え、T + 1 化実施の予備日を設定する必要がある。

当該予備日については、システム移行作業の実施のため直前に 3 連休以上を確保する必要があること及び R T の結果等により判明した課題の解決のために相応の時間を確保する必要があること等を踏まえ懇談会で審議した結果、平成 30 年 7 月 17 日（火）と決定している。

※懇談会による了承が前提条件

以 上

RTフェーズ3の成否判断の基準等について

平成29年7月14日
国債の決済期間の短縮化に関する
検討ワーキング・グループ

RTフェーズ3（市場取引に係るものをいう。以下同じ。）の成否判断の基準等は、以下のとおりとする。

1. 判断基準

以下のいずれかに該当する場合、RTフェーズ3の判断結果を「否」とする。
それ以外の場合、RTフェーズ3の判断結果を「成」とする。

なお、RTフェーズ3の判断結果を「否」とする場合、その原因が実施予定日（平成30年5月1日（火））までに回復する見込みがないかについて同時に判断を行う。

① RTフェーズ3においてインフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行）のシステムに問題が生じたため、RTフェーズ3を完結することができなかった場合

② 国債の取引量に照らして相当数のRTフェーズ3参加者がRTフェーズ3を完結することができなかった場合

（注）「相当数」の具体的な基準について、今後、本ワーキング・グループにおいて検討する。

③ その他、RTフェーズ3の結果に照らして、実施予定日に国債取引の決済期間T+1化等を実施することに特段の支障があると認められる場合

2. 判断主体

RTフェーズ3の成否等の判断は、国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループが行う。

以 上

(別紙2)

T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準等について

平成 29 年 7 月 14 日
証券受渡・決済制度改革懇談会

R T フェーズ 3 の成否判断を踏まえた T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準等は、以下のとおりとする。

1. 判断基準

以下のいずれかに該当する場合、T + 1 化の実施日の延期を「要」とする。
それ以外の場合、T + 1 化の実施日の延期を「不要」とする。

- ① 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループにおいて、R T フェーズ 3 について、成否結果を「否」かつその原因が実施予定日（平成 30 年 5 月 1 日（火））までに回復する見込みがないと判断した場合（ただし、T + 1 化の実施日の延期を不要とする特段の事情がある場合を除く。）
- ② その他、実施予定日に国債取引の決済期間 T + 1 化等を実施することに特段の支障があると認められる場合

2. 判断主体

T + 1 化の実施日の延期の要否判断は、証券受渡・決済制度改革懇談会からの権限委譲を受けた日本証券業協会事務局が、インフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行）と連携のうえ行う。

以 上